

2025 年度 NGO スタディ・プログラム最終報告書

提出日	2025 年 3 月 5 日		
氏名	南 優菜		
所属団体(正式名称)	特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル		
派遣タイプ	研修受講型（対面型）		
研修国・地域	スイス・ジュネーブ		
受入機関名	① Plan International United Nations Office in Geneva ② United Nations Human Rights Council		
研修期間	2026 年 2 月 1 日～2026 年 2 月 28 日	研修日数	28 日間
研修テーマ	非国家武装組織に関わった若者の権利に係る規範制定に向けた、国連人権理事会におけるプロセスの学習と関係構築		

1. 導入

アクセプト・インターナショナル（以下「当法人」）は、約 15 年にわたり、ソマリア、イエメン、ケニア、インドネシア、コロンビア、パレスチナをはじめとするテロや武力紛争の影響を受ける国や地域において、非国家武装組織に関わる/関わった若者（Youth Associated with Non-State Armed Groups¹: 以下「YANSAG」）を対象とした武装組織からの離脱支援やリハビリテーション・社会復帰支援を実施してきた。こうした現場における取り組みを通じて、YANSAG の多くが武装組織による誘拐や脅迫、慢性的な貧困、社会的排除、政府や国際社会に対する深い失望といった複合的な背景によって、組織への関与に至っている実態を確認すると同時に、彼ら彼女らが組織への加入前、加入中、離脱後の各段階において、多層的な人権課題に直面している状況について認識を深めてきた。更に、YANSAG の多くが幼少期に「子ども兵」として武装組織に関与している実情についても理解してきた。また、YANSAG の多くは 10 代から 20 代という今後の社会を担う若者²世代であり、紛争当事者としての過酷な経験を経たからこそ「平和に貢献したい」という強い意志を有する者も多く存在すること、そして適切な支援と機会が提供されれば、当事者としての経験を平和構築へと主体的に転換し得る、ユニークな「平和の担い手」としての可能性を有していることについても、現場での取り組みを通じて確信を得てきた。

近年、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）や女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS³）、青年・平和・安全保障（Youth, Peace and Security: YPS⁴）といった国際的なアジェンダにおいて「若者のエンパワーメント」や「平和構築における女性を含む若者の役割」が強調されるようになってきた一方で、支援対象は一部のエリートとされる若者に限定され、こうした紛争当事者を含む見えない若者は見過ごされてきた。また、18 歳未満であれば、戦闘員になった経験があったとしても、子どもの権利条約⁵をはじめとする国際規範に基づき保護の対象となる一方で、子ども兵として組織に加わった場合においても 18 歳を超えると保護や支援の対象からこぼれ落ち、単なる安全保障上の脅威として扱われる傾向がある。こうした現状は、彼ら彼女らが若者として、また紛争当事者として持つユニークな可能性を発揮することを妨げるだけでなく、暴力や憎しみの連鎖から抜け出すことをより困難にし、結果として持続的な平和の実現を阻む大きな障壁となっている。

こうした暴力や憎しみの連鎖をほどこき、持続的な平和を実現するためには、紛争地の現場における過激化防止や社会復帰支援の取り組みを着実に進めることに加え、非国家武装組織に関わる若者が未来を担う主体として、また紛争当事者としてのユニークな背景を活かしながら社会

¹ "Youth Associated with Non-State Armed Groups (YANSAG)," is defined as "any person aged between 18-35 years, but not strictly limited to this age range, who is or who has been recruited or used by an NSAG in any capacity. <https://gt4y.org/#about>
<https://archives.geneva-academy.ch/news/detail/636-new-paper-calls-for-entire-new-approach-to-deal-with-young-people-associated-with-non-state-armed-groups.html>

² 若者に関する統一的な定義はなく、国連安全保障理事会は 18～29 歳、国連総会は 15～24 歳と説明している。

³ WPS 参考 <https://peacekeeping.un.org/en/women-peace-and-security-0>

⁴ YPS 参考 <https://www.un.org/peacebuilding/policy-issues-and-partnerships/policy/youth>

⁵ 子供の権利条約参考 <https://www.unicef.or.jp/crc/>

に貢献できる環境を整備することが不可欠である。その為には、彼ら彼女らの権利を適切に保障するとともに、カウンセリング、基礎教育、職業訓練等を含む包括的な支援を通じてエンパワメントを促進するため、国際社会全体を巻き込んだ規範の策定が重要な役割を果たすものと考えてきた。

当団体はこれまで、国際的な学術機関との共同による政策論文の発表、ポリシーペーパーの提言、紛争影響国における調査の実施、国際シンポジウムの開催および登壇等を通じて、国際規範の形成に向けた取り組みを重ねてきた。今後、これらの取り組みを一層発展させていくにあたり、国連人権理事会における提言活動への参画や、同理事会における規範形成プロセスに関する理解の深化が重要であるとの認識に至った。そこで、本研修として国連人権理事会が開催されるスイス・ジュネーブの国際連合欧州本部を訪問し、現地で理事会に参加するとともに、国連人権理事会に対するアドボカシー活動を長年実施しているプラン・インターナショナルのUNリエゾンオフィス（ジュネーブ）に滞在し、担当者から同理事会への働きかけの取り組みおよびその具体的なプロセスについて学ぶ機会を頂いた。

2. 本文

国連人権理事会は、2005年9月の国連首脳会合において設立が基本合意され、2006年3月15日に国連総会で採択された「人権理事会」決議により国連総会の下部機関としてジュネーブに設置された⁶、基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関である。同理事会は、国際的な人権侵害に関する課題に取り組み、これに対する勧告を行うとともに、人権に関する緊急事態への対応や侵害の予防、包括的な政策ガイダンスの提示、新たな国際規範の発展等を担い、更に加盟国およびオブザーバー国、政府間組織、人権機関、NGO等の多様な主体が人権に関する関心事項について発言し、議論を行う場を提供している⁷。また、本研修の受け入れ機関であるプラン・インターナショナルのUNリエゾンオフィスは、国連欧州本部の近隣に位置し、国連機関や各国政府代表部、国際NGOを含む多様なステークホルダーとの連携および関係強化を推進する拠点として機能しており、国連における政策提言活動を戦略的に展開することで、国際的な規範形成プロセスにおいて重要な役割を担っている。

本研修においては、初週から第3週にかけてプラン・インターナショナルUNリエゾンオフィスに滞在し、人権課題および国連における政策提言を担当する職員より、国連人権理事会の構成や主要ステークホルダー、各種政策提言に際して活用される国連関連のウェブサイトやポータル品の使用方法について指導を受けた。また、UNリエゾンオフィスを有する大規模な国際NGOとしての国連に対する政策提言の実践方法、特に人権理事会における各ステークホルダーとの関係構築から決議採択に至るまでのプロセスおよびその具体的手法について学んだ。

その後、研修最終週には、2月23日より開催された第61回国連人権理事会に、当法人が有するECOSOC特別諮問資格を活用して参加し、本会議およびサイドイベントの運営や議論の実際の

⁶ 外務省 HP 国連人権委員会参考 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/index.html

⁷ 国際連合広報センターHP 人権委員会参考 https://www.un.org/ja/activities/humanrights/hr_bodies/hr_council/

流れについて視察を行った。

プラン・インターナショナル UN リエゾンオフィスでの受け入れ研修においては、まず同オフィス代表より、団体の概要および主として子ども、とりわけ女子の権利に焦点を当てた活動方針について説明を受けた。その後、人権および国連政策提言を主担当とする職員の指導のもと、ジュネーブにおける政策活動の成功事例について具体的な説明を受けた。紹介された成功事例の一つがヨルダンにおける取り組みである。同団体は、世界約 80 か国に展開する地域オフィスの一つであるヨルダン事務所を通じ、まず現地レベルで外務省との関係を構築・深化させ、女子の権利強化の必要性や国際的枠組みの改善に関する提案を行った。その後、ジュネーブにおいても同様にヨルダン政府代表部への働きかけを実施し、関係国政府代表部や他のステークホルダーとの連携を強化した。最終的に、ヨルダンの当事者である女子をジュネーブに招聘し、人権理事会の場において自らの経験や課題について発言する機会を実現した。同様に、ブルキナファソ等の他地域においても、地域オフィスが現地ニーズを把握・特定した上で、ジュネーブの UN リエゾンオフィスと連携しながら政府代表部との関係構築を進め、当事者の声を国際社会に届ける取り組みが展開されており、その結果加盟国およびオブザーバー国に対し当該課題への理解と関与を促し、国際的な規範形成に段階的な変化をもたらした類似の事例についても説明を受けた。

続いて、ECOSOC 特別諮問資格を有する NGO として国連人権理事会における積極的な働きかけを目指すにあたり、必要となる主なマイルストーンについても説明を受けた。具体的には、特別諮問資格を有する NGO は、Written Statement（書面声明）を国連の専用プラットフォーム上に登録することが可能であること、また Oral Statement（口頭声明）として理事会会期中の関連セッションで発言する機会があることについて説明を受けた。併せて、それぞれの登録手順や使用するポータルサイト、登録方式（Oral Statement は先着順であること等）についても学び、先着順の場合に自団体が現在何番目に位置しているのかを国連サイト上で確認する方法など、実務的な点についても理解を深めた。さらに、Written Statement については、他の NGO と連名で協働書簡として提出することも可能であることとその具体的な方法についても説明を受け、当法人が今後パートナーシップを構築できる可能性のある主要な国際 NGO についても紹介を頂いた。加えて、実際の人権理事会への参加に先立ち、理事会の詳細なスケジュールの確認方法や、各サイドイベントがどの会議室で開催され、どの政府代表部あるいは NGO が主催しているのかといった情報の確認方法についても説明を受けた。これにより、関連ポータルやアプリケーションを問題なく活用できるようになり、会議運営の仕組みに対する理解が大きく深まった。

更に、当法人が推進する YANSAG をはじめとする、取り残された若者たちの権利保障およびエンパワーメントに関する取り組みに関連して、「Youth and Human Rights（若者と人権）」に関する決議やパネルディスカッション等のマニフェストを主導する政府代表部による Core Group についても理解を深める機会を得た。各国政府代表部がどのようなアジェンダに関心を持ち、これまでどのような決議を主導・採択してきたのかといった情報の調査方法、さらに特定テーマについて各国代表部と議論を行う際に留意すべき点や、国連欧州本部および各国政府代表部

と連携する際の実務上の作法についても説明を受けた。特に Youth and Human Rights の Core Group については、隔年で決議を採択していること、またその決議の中で翌年に開催されるパネルディスカッションのテーマを設定し、各国における取り組み状況を継続的にフォローしていることについて理解を深めた。こうした学びを通じて、本 Core Group に限らず、多くの政府代表部が特定のテーマごとに協力関係を築きながら、国際的な規範形成やアジェンダ設定に向けて積極的に活動していることを確認した。また、各国の外務省の中でも、特にジュネーブに所在する政府代表部には人権・人道分野を専門に担当する職員が配置されており、理事会对応を中心に活動していることについても理解を深めた。

更に、若者および教育分野を主に担当している国連人権高等弁務官事務所（Office of the High Commissioner for Human Rights: OHCHR⁸）の職員についてプラン・インターナショナルの担当者を通じて紹介を受け、OHCHR の視点から見た人権理事会の動向や、若者関連の国主導の取り組みにとどまらない国連としての活動についても説明を受けた。具体的には、若者に関するマנדートの中にも、メンタルヘルス、教育、能力強化、平和など、多岐にわたるテーマが存在していること、また各マנדートの実施形態も、パネルディスカッション、スタディの実施、Youth Forum の開催、政府間交渉など様々であり、それぞれにフォローアップの仕組みが設けられていることについて学んだ。

最終週には国連人権理事会に実際に参加した。初日である 23 日は、アントニオ・グテーレス国連事務総長およびアンナレーナ・ベアボック国連総会議長等によるオープニングリマークの後、メインセッションにおいてテーマごとの議論が行われる様子を傍聴した。会議では、各国政府代表部によるステートメントの発言が行われ、その後に ECOSOC 諮問資格を有する国際 NGO によるステートメントが続く形で、双方が交互に発言していく進行となっていた。初週 5 日間の会議では、特にウクライナ、スーダン、パレスチナにおける危機に関する議論が活発に行われており、各国政府および各 NGO がそれぞれの立場から見解を表明していた。これらを傍聴することを通じて、人権理事会における議論の流れや進行方法、また NGO がどのような形で見解を表明し、影響を与え得るのかといった点について、実践的な理解を深めることができた。

加えて、メインセッションの合間には、各国政府代表部および国際 NGO が同建物内で開催しているサイドイベントにも複数参加した。現在、国連欧州本部内で進行している工事の影響により、サイドイベントの開催枠を巡る競争が一層激化しており、イベントの規模も拡大傾向にあることが伺えた。実際のサイドイベントでは、開催者ではない政府代表部も参加者として出席し、自国のネームプレートを掲げた上で議論や質疑応答に参加していた。こうした場が、同様の関心を持つ国同士のみならず、NGO を含む多様なステークホルダー間の関係強化にもつながる重要な機会となっていることを認識した。

⁸ OHCHR は、国連の人権活動の中心となる機関で、人権理事会、条約によって設けられた機関（条約の順守状況を監視する専門家委員会）、およびその他の人権機関の事務局を務める。https://www.ohchr.org/en/ohchr_homepage
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/high_commissioner/

3. 考察・提言

3.1. 結論

プラン・インターナショナルの UN リエゾンオフィスにおける研修を通して、国連人権理事会における政策形成プロセスは、単発のアドボカシーではなく、①現地レベルでの課題特定と政府を含む主要ステークホルダーとの関係構築、②ジュネーブにおける政府代表部・Core Group・国際 NGO を含む主要なステークホルダーへの戦略的働きかけ、③可能である場合は当事者によるニーズ発信の実現、④決議・パネル・報告書を通じたフォローアップ、という多層的かつ循環的な構造の中で進展していくことを実践的に理解した。特に、ECOSOC 特別諮問資格を活用した Written/Oral Statement 提出、サイドイベントの開催、関連するアジェンダを推進する Core Group となる各国政府代表部の連携等は、国際 NGO が国際規範形成に参与するための具体的かつ有効な手段であることを確認した。また、OHCHR が担う各種マンデートの運用実態や、テーマ別報告書の作成にあたり各国政府・市民社会からの情報提供がどのように反映されるのかという具体的プロセスについても理解を深め、当法人が今後、会期中の発言に留まらず、報告書作成段階から戦略的にインプットを行うための重要な知見となった。

加えて、研修最終週に第 61 回会期へ実際に参加し、本会議およびサイドイベントを傍聴・視察したことにより、各国政府代表部と ECOSOC 特別諮問資格を有する NGO がどのように発言し、議論がどのような順序と形式で進行するのか、またサイドイベントがいかにか非公式な対話や関係構築の場として機能しているのかを体感的に把握することができた。これにより、声明提出やイベント開催といった制度上の参加手段だけでなく、会期中の動線設計や戦略的対話の重要性についても理解を深めた。

3.2. 本研修成果の自団体、NGO セクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法

本研修成果は、当法人の活動をはじめとする現場の最前線における実践から得られた知見を、国際的な政策・枠組みの形成の場へと着実に繋げていくために積極的に活用したいと考える。YANSAG をはじめとする取り残された若者の権利保障の取り組みについては、国連人権理事会で議論されている Youth and Human Rights を含む関連決議やパネルの動向と照らし合わせながら、自団体のエビデンスや当事者の声を整理し、Written Statement/Oral Statement の提出、共同声明への参画、サイドイベントでの発信等を計画的に行っていく。今回の研修で学んだ人権理事会におけるアドボカシーのフローや主要なマイルストーンを踏まえ、単発の発言に留まらず、会期前の情報収集、関係構築、会期中の発信、その後のフォローアップまでを視野に入れた継続的な関与を目指す。

また、取り残された若者の権利保障やエンパワーメントに焦点を当てる国内外の関連 NGO をはじめ、ミッションを共有する多様なステークホルダーとのパートナーシップを一層強化する。多様な国際 NGO との協働や、OHCHR が担う各種マンデートへのインプット、会期中のステートメント発信等を通じて、日本発の市民社会の国際的なプレゼンス向上への貢献を目指す。加えて、理事会のスケジュール確認方法、ポータル登録手順、関連マンデートの構造といった実務的知見を日本の他の国際 NGO に対して整理・共有す

ることも、国際的なアドボカシーにおけるセクター全体の底上げに繋がる取り組みの一つとなり得ると考える。

規範形成に関わるテーマであるが故に、全ての関係者と常に同じ立場を取ることが容易ではない場面も想定されるが、その点を踏まえつつも政府、市民社会、国際機関がそれぞれの役割を果たし、相互に補完し合える関係性を丁寧に築いていくことを、今後の実践の中で目指していきたい。

3.3. テーマに関する日本の国際協力分野への提言

日本の国際協力分野においても、若者を単なる支援の対象としてではなく、社会変革の主体として位置付ける視点を一層強化することが重要である。同時に、特定の課題に対して根本的な解決を構想する際には、若者を含む当事者を主体として位置付けるその枠組み自体からこぼれ落ちてしまう個人がいないか、特に本来その背景や経験、声が丁寧に聞かれるべき当事者が取り残されていないかという点について、常に自省かつ懐疑的な視点を持ち続ける必要がある。国際的な議論の場においては、「若者の参加」や「エンパワーメント」といった概念が前向きな言葉として用いられる一方で、アクセスの制約、安全上の懸念、社会的・文化的制約等により参画できない若者の存在が不可視化されてしまう可能性もある。そのため、包摂を掲げる政策や枠組みであっても、それが実際に誰を含み、誰を排除しているのかを不断に問い直す姿勢が不可欠であると考えられる。

若者の権利保障と社会への主体的な参加、更には国際的な議論への関与を基盤とした国際協力は、短期的な成果のみならず、中長期的な紛争予防や社会の安定に資する重要な投資である。本研修で得た国際的議論の動向や実務的知見を活かし、日本の国際協力が若者の主体性と尊厳を中心に据えつつ、同時に最も周縁化された当事者に目を向ける、より包摂的で持続可能な形へと発展していくことが求められると考える。

4. 団体としての今後の取り組み方針

【代表理事 永井陽右】

当法人が紛争の影響を受けた地域で若者の過激化防止や社会復帰支援に取り組んできた中で強く認識するに至ったのは、テロや武力紛争といった課題を根本から解決するためには、個別の支援や短期的介入に加えて、彼ら彼女らが若者として、また元紛争当事者だからこそ持つユニークな平和の担い手としてのポテンシャルを社会の中で主体的に発揮できる環境を整備していくことが不可欠ということである。

そのためには、当法人が行ってきたポリシーペーパーや論文の発信、国際シンポジウムの開催だけでなく、国連人権理事会決議を含む国際的な議論の場において国際的な枠組みの形成そのものに働きかけていく必要がある。本研修を通じて、人権理事会において子ども・若者分野のアドボカシーをリードしてきたプラン・インターナショナルやOHCHRから今後の具体的方策を実践的に学ぶことができた意義は大きいと考える。さらに、担当職員が実際に国連人権理事

会に参加し、国連における政策形成過程を自らの目で見て、現場の空気を体感したことは、今後の組織的アドボカシーを押し進める上で重要な経験となった。

国際情勢および国連を取り巻く環境のいずれにおいても困難な状況が続いている状況だからこそ、紛争当事者である若者を人権の主体として捉える必要性を、国際社会において着実に共有していくことが不可欠である。今回の研修を通じて得た主要なステークホルダーとの関係を一層強化し、これらのネットワークを戦略的に活かしながら、日本の市民社会の一員として主体的に取り組み続け、国際社会に対する責任ある貢献を果たしていく決意である。

5. その他

5.1. 本プログラムや事務局側に対する提案・要望等

2月の渡航ということで時間的な制約もある中で、研修の企画段階から計画調整、そして実際の渡航に至るまで、迅速かつ丁寧なご支援をいただき誠にありがとうございました。本研修を通じて得た学びと知見を、今後の当法人の活動に着実に活かしていくとともに、NGO セクター全体の発展にも資する形で還元していきたいと思えます。

5.2. 写真類及び研修員が受入先機関に提出した報告書類等があれば、添付



(写真上) プラン・インターナショナル UN リエゾンオフィスにて



(写真下) 国連人権理事会のメインセッションは撮影不可の為、
サイドイベントの様子